



| | |
|------------------|---|
| Title | キリシタン文献の上位待遇表現について：版本『サントスの御作業』を中心として |
| Author(s) | 白井, 純 |
| Citation | 北海道大学文学研究科紀要, 104, 151-166 |
| Issue Date | 2001-06-20 |
| Doc URL | http://hdl.handle.net/2115/33999 |
| Type | bulletin (article) |
| File Information | 104_PL151-166.pdf |



[Instructions for use](#)

キリシタン文献の上位待遇表現について

— 版本『サントスの御作業』を中心として —

白 井 純

1. 研究の背景

始めに、キリシタン文献及び同時期の本邦の文献に於ける上位待遇表現についての研究を概観しておく。

キリシタン文献に於ける上位待遇表現については、中島美代子(1988)がキリシタン口語文献として『天草本平家物語』を取り上げ、人称や接辞における上位待遇表現について考察しており、また阿部節子(1966)も同資料を対象に待遇表現全般を考察している。キリシタン文語文献については、小島幸枝(1994)が『スピリツアル修行』を対象として、翻訳の観点から待遇表現全体を視野に収めた多角的な分析を行っていることが注目され、本稿も示唆される所少なくはなかったが、その分析の多彩さ故に、敬語動詞及び敬語補助動詞を用いた上位待遇表現を一箇の問題としてとらえた場合には、明確な傾向を示し得ていないという憾みがある。また、林重雄は『サントスの御作業』及び『ヒイデスの導師』に用いられた接頭辞による上位待遇表現について調査している。

一方、本邦の文献に於ける上位待遇表現については、多種多様な研究がなされている事は改めて言うまでもないが、中世期の文献を対象とした論考としては、泉基博(1998)が『宇治拾遺物語』・『平家物語(覚一本)』・『十訓抄』について、石井幸子(1977)が『古今著聞集』について、また川岸敬子(1989)が『太平記』について、それぞれ調査している。他にも同様の研究が少なく

ない事は承知しているが、調査結果が数値的に表示されており参考にし易いという事で選択した。

本稿では此等をふまえた上で、特に敬語動詞及び敬語補助動詞を重点的に考察したものを取り上げ、『サントスの御作業』と比較することで、キリシタン宗教文献の特徴を明らかにしたい。この立場の代表的な論考には、抄物とキリシタン宗教文献とを比較する寿岳章子（1974）等があるが、網羅的である反面、敬語動詞及び敬語補助動詞についての記述は乏しい。

以上の如き斯界の研究状況を鑑みるに、『サントスの御作業』に於ける敬語動詞及び敬語補助動詞を用いる上位待遇表現については、調査方法を簡素にした上で基礎的な特徴について把握しておく必要があると言えよう。

2. 資料の紹介

版本『サントスの御作業』は、1591年に加津佐（長崎）に於いて出版されたキリシタン文献で、表題の如く聖人の功績を中心とする全2巻39章に亘る聖人伝である。前半部は第1巻の全17章と第2巻の前半8章とから成る聖人伝で構成されるが、後半部は前半部に比して内容上のばらつきが大きく、聖人伝の他、殉教・迫害の歴史、教義関係等から成る全14章で構成されている。

今回は、この中で内容的に均質な第1巻すべてを対象として調査した。対象となる上位待遇表現は約4400用例である。聖人伝である性質上、聖人を動作主とする上位待遇表現が多いのは言うまでもないが、他のキリシタン宗教文献に比して、世俗的な人間を動作主とする上位待遇表現も多数含まれるという特徴があり、上位待遇表現を調査する上では適切な文献であると考えられる。

3. 調査の方法と結果

3.1. 調査の方法

上位待遇表現には言うまでもなく様々な表現方法があるが、本稿では、特

に敬語動詞及び敬語補助動詞を用いた上位待遇表現についてのみ考える事とする。

調査は原則として対象とする範囲内にある動詞すべてを対象とし、敬語動詞に敬語補助動詞が下接する場合、敬語動詞単体である場合、一般動詞に敬語補助動詞が下接する場合、一般動詞単体(上位待遇表現なし)である場合、について調査しているが、動作主を特定できないものは除外している。また、会話部分や引用部分も除外している。その上で、動作主の内容と、その動詞が用いられる文中に於ける位置に注目して分類した。

動作主の内容については、『サントスの御作業』特有の環境を考慮して以下の如く分類する。

- | | | |
|-----|-------------|-----------------------|
| A | 神的存在 | デウス・ゼズキリスト・スピリツサント など |
| B | 聖人 | サントス・ベアト・アポストロ など |
| C | 聖職者 | ビスポ・善人 など |
| D 1 | 支配者(キリスト者) | 皇帝・帝王 など |
| D 2 | 支配者(反キリスト者) | (同上) |
| E 1 | 権力者(キリスト者) | 守護・大名・家臣とその家族 など |
| E 2 | 権力者(反キリスト者) | (同上) |
| F 1 | 一般人(キリスト者) | 人々・武士 など |
| F 2 | 一般人(反キリスト者) | (同上) |
| G 1 | 異教徒(改宗する者) | ゼンチョ・博士・ジュデヨ など |
| G 2 | 異教徒(改宗しない者) | (同上) |
| H | 異教神 | 天狗・仏 など |
| Z | その他 | 動物, 擬人的用法 などその他すべて |

このうち、A・B・Cはキリスト教側、G・Hは異教側で、D・E・Fが中間層の世俗層であるが、DからGについては聖人伝の重要な主題の一つである聖人の布教活動によって改宗することが多々あるため、初めからキリスト者であるか、若しくは改宗するかする場合を1、反キリスト者である場合を2として、それぞれD 1・D 2等の如く示す。

以上の分類に拠れば、『サントスの御作業』に於いては、敬語補助動詞を用

いた上位待遇表現は概してアルファベットの若い方が高位であると予想される。即ち、宗教的な軸からみて、 $(A \cdot B \cdot C) > (D \cdot E \cdot F) > (G \cdot H)$ であり（不等号は、大きい方が待遇意識が高いことを表す、以下同じ）、 $G \cdot H$ の異教側が相対的に下位の待遇表現の対象になる事は容易に推測される。また反キリスト者よりキリスト者（或いは改宗した者）の方が上位待遇表現の対象になり易い事、つまり全階層に亘って $1 > 2$ であることも予測できる。また、世俗的な軸からみて、 $D > E > F$ であることも推測出来る。但し、例えば $D 2$ （反キリスト者である支配者）と $E 1$ （キリスト者である権力者）ではどちらにより強い上位待遇表現が用いられるのか等は、二つの軸の関わりという点からみて興味深い。

動詞については、基本的に動作主を特定できるすべての動詞を対象とし、上位待遇表現は以下のものを区別する。なお、ここで敬語動詞とした動詞には、接頭辞「御」が付与される動詞を含めている。

- I 敬語動詞+セ/サセ+給フ
- II 敬語動詞+セ/サセ+ラル
- III 敬語動詞+給フ
- IV 敬語動詞+ル/ラル
- V 敬語動詞単体
- VI 一般動詞+セ/サセ+給フ
- VII 一般動詞+セ/サセ+ラル
- VIII 一般動詞+給フ
- IX 一般動詞+ル/ラル
- X 一般動詞単体（上位待遇表現なし）

以上については、動作主が明記されるか否かでは区別していない。同じ動作主で文が連続する場合に、動作主を一々明記しない事は珍しくないからであるが、動詞の位置が文末位置か文末位置以外（文中）かについては区別した。この理由は、文末位置以外に同一の動作主をもつ動詞が連続する場合等にしばしば上位待遇表現が省かれるが、この事と待遇意識とは別個のものと考えられるからである。

用例の引用は以下の如くである。例えば、

B-VI(1) 然るに若宮の御心のうちに右の御不審絶えざることをデウス
 告げ知らせ給へば、道心者 [白井注：サンバルラン] すなはち山中を出
 て、俗体の衣装を御身にまとひ、商人に変じ、波濤を凌ぎ、はるかなる
 南蛮へ御渡海ありて、この新内裏の都へ着かせ給ふなり。(cono xindairi
 no miaco ye tcuqaxe tamo< nari) (253-2)

であれば、B (聖人) を動作主として VI (一般動詞+セ/サセ+給フ) の上位
 待遇表現をとる用例が 1 例あり、253 頁の 2 行目に所在する事を示している。
 []内の記述は私に補い、注目箇所には下線を同じく加えた。猶、問題個所
 の前後については原本の表記を併記するが、開音符を<で、合音符を>で代用
 している。

以上の分類に従い、A-H (Z) の動作主を横軸に、I-X の上位待遇表現を縦
 軸にして調査した結果を次節に示す。

3.2. 調査の結果

前節の分類により、『サントスの御作業』の敬語動詞及び敬語補助動詞を用
 いる上位待遇表現を調査した結果は以下のとおりである。はじめに、文末位
 置のみの集計を示す。

【文末位置】

| | A | B | C | D1 | D2 | E1 | E2 | F1 | F2 | H1 | H2 | G | Z | 計 |
|------|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|
| I | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| II | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| III | | | 7 | | | | | | | | | | | 7 |
| IV | 3 | 5 | 2 | | 1 | | | | | | | | | 11 |
| V | 13 | 65 | 9 | | 1 | 3 | | | | | | | | 91 |
| VI | | 1 | | 1 | | | | | | | | | | 2 |
| VII | | 4 | | | | | | | | | | | | 4 |
| VIII | 31 | 327 | 36 | 17 | 1 | 13 | | | | | | | | 425 |
| IX | | 10 | 33 | | 6 | 33 | 14 | 3 | | 3 | | | | 102 |
| X | | 3 | 3 | | 12 | 13 | 34 | 57 | 81 | 18 | 37 | 29 | 37 | 324 |
| 計 | 47 | 422 | 83 | 18 | 21 | 62 | 48 | 60 | 81 | 21 | 37 | 29 | 37 | 966 |

表中の縦軸は上位待遇表現、横軸は動作主の内容である。概して上に位置するほど強い上位待遇表現であり、下に行くほど弱くなる。また概して左に位置する動作主ほどキリスト教側に近づき、右に行くほど異教側に近づく。ここでは、横軸をもとに特徴を指摘していく。

まず I (敬語動詞+セ/サセ+給フ)・II (敬語動詞+セ/サセ+ラル) や VI (一般動詞+セ/サセ+給フ)・VII (一般動詞+セ/サセ+ラル) の強い上位待遇表現は用例が合計しても 6 例と少なく、うち 5 例までが B (聖人) を動作主にもつ。概して、敬語補助動詞を重ねる表現は避けられており、A (神的存在) についても特に強い上位待遇表現を用いるというわけではない。

B-VI(1) 然るに若宮の御心のうちに右の御不審絶えざることをデウス告げ知らせ給へば、道心者すなはち山中を出て、俗体の衣装を御身にまとひ、商人に変じ、波濤を凌ぎ、はるかなる南蛮へ御渡海ありて、この新内裏の都へ着かせ給ふなり。(cono xindairi no miaco ye tcuqaxe tamo< nari.) (253-2)

B-VII(4) 又クルスに引いて行くに、御後より大勢来たる者ども、この人無理に死せられその血は科なし、と叫ばるるなり。アポストロはかの人々をマルチリヨの妨げとならぬやうにと頼ませらるるなり。(Apostolo uacano fitobito uo Martyrio no samatague to naranu yo<ni to tanomaxerareruru nari.) (55-5)

D2-VI(1) インディアの国にアニエルと申す帝、富貴榮耀世に勝れ、殊更御形人に越え給ひしかば、現世の事のみ楽しみ給ふといへども、御位を譲り給ふべき王子御一人も在さねば、これのみ深く嘆かせ給ふなり。

(core nomi fucaqu nagueqaxe tamo< nari.) (239-13)

III (敬語動詞+給フ)・IV (敬語動詞+ル/ラル)・V (敬語動詞単体) などの敬語動詞に関連した上位待遇表現を用いる動作主は A (神的存在)・B (聖人)・C (聖職者) に集中しており、殆どがキリスト教側に属する動作主である。III は 7 例すべてが B を動作主とし、IV は 11 例中 10 例までが A・B・C を動作主としている。また V についても 91 例中 87 例までを同動作主が占めており、高い待遇意識を反映する上位待遇表現であることが確認できる。

B-III(7) サンイグナチオ或る山の上にてアンジョのアンチホナといふオラシヨを歌い給ふを聞かれたり。それよりしてエケレジヤにアンチホナと、サルモスを歌ふ事を定め給ふなり。サンタエケレジヤの無事についてオラシヨを届け給ひ、御身の上に難儀来るべき事をば少しも恐れ給はず。ただ弱き子ども難儀あらん時は如何あるべきぞと御氣遣ひし給ふものなり。(Tada youaqi mono domo nanguiaran toqi ua icaga arubeqizo to von qizzucaï xi tamo< mono nari.) (166-8)

A-IV(3) サンジョアン一箇条に見えたる如く、ゼズキリスト Sequere me と宣ふ御言葉をばこのアポストロに対して初めて宣ひ出されたるものなり。(Jesu Christo Sequere me, to notamo< micotoba uoba cono Apostolo ni taixite fajimete notamai idasaretaru mono nari.) (122-12)

C-V(9) 御老体なるビスポ大きに涙を流させられ、それは早や死したる、と宣ふなり。(goro<tai naru Bispo vo>qini namida uo nagasaxerare, sore ua faya xixitaru to notamo< nari.) (87-22)

VIII (一般動詞+給フ) を中心的に用いる動作主も A (神的存在)・B (聖人)・C (聖職者) であり、425 例中 394 例をキリスト教側に属する動作主が占めている。VIII はその他、D 1 (キリスト者である支配者) に 17 例、E 1 (キリスト者である権力者) に 13 例が用いられており、D 2 (反キリスト者である支配者) の 1 例を除いて、すべてキリスト教側に関係する動作主を待遇するために用いられていることは注目される。

A-VIII(31) ゼズキリストこのサントの目前にあらはれ給ふを以て、その身のクルスにかかり給ふ事はあるべからず、ただアニマの燃え立つ貴きデウスの御大切を以てクルスにかかり給ふゼズキリストに似給ふべしと、告げ知らせ給ふなり。(tada Anima no moyetatcu tattoqi Deus no gotaixet vomotte Cruz ni cacari tamo< Jesu Christo ni ni tamo< bexito, tcugue xiraxe tamo< nari.) (199-19)

D1-VIII(17) キリシタンになり給ひたるパピロニヤの帝王、アポストロスの死骸を国へ取らせられ、それに対して大伽藍を建立して、御死骸を

ねんごろに納め給ふなり。(Christan ni nari tamaitaru Babilonia no teivo< Apostolos no von xigai uo cuni ye toraxeare, sore ni taixite daigaran uo conriu< xite, von xigai uo nengoro ni vosame tamo< nari.) (149-7)

E1-VIII(13) 国司もこれを見給ひ、その身を先として、万民をキリシタンになし給ふなり。(Cocuxi mo core uo mi tamai, sono mi uo saqi to xite, banmin uo Christan ni naxi tamo< nari.) (131-7)

D2-VIII(1) その人一段叡感深き人なるによつて、帝王 [白井注：ネロ] 大きに悲しみ給ふなり。(Sono fito ichidan yeican fucaqi fito naru ni yotte, teivo< vo>qini canaximi tamo< nari.) (26-21)

IX (一般動詞+ル/ラル) は E 1 (キリスト者権力者) を中心として、B (聖人)・C (聖職者) の他、D 2 (反キリスト者である支配者)・E 2 (反キリスト者である権力者)・F 1 (キリスト者である一般人)・G 1 (キリスト教に改宗する異教徒) に用いられる。キリスト教側であれば相対的に待遇意識が低い動作主、世俗の低い階層や異教側であれば改宗してキリスト者になる動作主である。

E1-IX(33) ジョサハツは御国をバラチヤスと申す大臣へ預け給ひ、山居へ逃げ入り給はんとし給へども、大臣達惜しみ奉りてささへ申さるなり。(Josaphat ua von cuni uo Barachias to mo<su daijin ye azzuqe tamai, sanqio ye nigue iri tamauan to xi tamayedomo, daijin tachi voximi tatematcurite sasaye mo<saruru nari.) (273-11)

D2-IX(6) ネロもアポストロの御上にあらはれ給ふ事を聞いて大きに驚かるなり。(Nero mo Apostolo no von vye ni arauare tamo< coto uo qijte vo>qini vodorocaruru nari.) (33-7)

F1-IX(3) この時エゼヤス、二十人のつはもののに、アポストロを打擲し、手足を搦め、クルスに掛けよ、と言へり。これは久しく苦しみを与へ奉らんと儀なり。又クルスに引いて行くに、御後より大勢来たる者ども、この人無理に死せられその血は科なし、と叫ばるなり。(Mata Cruz ni fijte yuquni von ato yori vo>jei qitaru mono domo cono fito murini

xixerare, sono chi ua toga naxi to saqebarruru nari.) (55-3)

G1-IX(3) そのジユデヨの中より数多ヒイデスに受け、サンパウロと、シラスとに一意するものなり。とりわきゼンチョより大勢キリシタンになられたるものなり。(Toriuqi Gentio yori vo>jei Christan ni nararetaru mono nari.) (19-6)

X (一般動詞単体 (上位待遇表現なし)) は、D 2 (反キリスト者である支配者)・E 2 (反キリスト者である権力者), F 1 (キリスト者である一般人)・F 2 (反キリスト者である一般人)及びG 1 (キリスト教に改宗する異教徒)・G 2 (異教徒)・H (異教神) に専ら用いられる。反キリスト者で異教側に関係するか、世俗的に階層が低いとする動作主である。D 2 のように、本邦の一般的な文献では最も高い上位待遇表現の対象に相当する支配者であっても反キリスト者であれば上位待遇表現を省略する事すらある点は、『サントスの御作業』の特徴をよく表しているとも言えるが、一方で高い上位待遇表現がなされる場合もある事を考慮すれば、背後に複雑な待遇意識が関与している事の証左とも言えよう。

D2-X(12) ネロ御返事を聞き、即ちある程のキリシタンを焼き殺し、この大將が首を誅せよと下知をなす。(Nero von fenji uo qiqi, sunauachi aru fodo no Christan uo yaqi coroxi, cono taixo< ga cubi uo chu<xeyo to guegi uo nasu.) (28-17)

E2-X(34) 女人この由を聞いて、イスパニヤの国司のもとへ武略を以てその御弟子を遣はし、この儀同心せらるるやうに、と言ひ送らるるなり。かの太守あらけなき人にて、その人々を籠者させけるなり。(Cano taixu araqenqi fito nite, sono fitobito uo ro>xa saxeqeru nari.) (105-18)

H-X(29) しかるに一切の人の敵となる天狗、このビスポのし給ふ事を嫉み、謀らん事を大きに巧みけるなり。(Xicaruni issai no fito no teqi to naru tengu cono Bispo no xi tamo< coto uo sonemi, tabacaran coto uo vo>qini tacumiqeru nari.) (58-21)

以上より、『サントスの御作業』の敬語動詞及び敬語補助動詞を用いる上位待遇表現は二つの軸を併用している事を指摘できる。二つの軸とは、宗教的

な軸と世俗的な軸である。A（神的存在）・B（聖人）・C（聖職者）の動作主はキリスト教側として、概して強い上位待遇表現が用いられるが、なかでもAが最も高く、Bがそれに次ぎ、Cは最も低い。D（支配者）・E（権力者）・F（一般人）は世俗的動作主として、世俗的階層の反映により上位待遇表現は変動するが、その変動よりも、その動作主がキリスト者であるかどうか上位待遇表現に於いては優先するように思われる。というのも、一般的に支配者には権力者より高い上位待遇表現が想定されるが、D2（反キリスト者である支配者）とE1（キリスト者である権力者）にみられるように、異教側に関係する支配者に比して、キリスト者である権力者の方に強い上位待遇表現が用いられる事は、二つの軸のうち、宗教的軸をより重視していたことの反映であると考えられるからである。またG（異教徒）・H（異教神）は異教側として、しばしば下位待遇表現をも伴う低い待遇表現が用いられるが、改宗しようとする異教徒に対して上位待遇表現が用いられることがある点もこのことの証左と考えられよう。

続いて、文末以外の位置に用いられた、敬語補助動詞を用いる上位待遇表現についてみておく。

文末位置に比して、概して表現が多彩になっている事が確認できる。

【文末位置以外】

| | A | B | C | D1 | D2 | E1 | E2 | F1 | F2 | G1 | G2 | H | Z | 計 |
|------|-----|------|-----|----|----|-----|-----|-----|-----|----|-----|----|----|------|
| I | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| II | | 1 | | | | | | | | | | | | 1 |
| III | | 9 | | 2 | | | | | | | | | | 11 |
| IV | 9 | 20 | 1 | 2 | | | | | | | | | | 32 |
| V | 27 | 224 | 21 | 19 | 5 | 12 | 1 | | | | | | | 309 |
| VI | | 3 | | 1 | | 2 | | | | | | | | 6 |
| VII | 10 | 61 | 7 | 3 | 1 | | | | | | | | | 82 |
| VIII | 96 | 754 | 86 | 33 | 17 | 34 | 1 | | | | | | | 1021 |
| IX | 6 | 71 | 60 | 8 | 19 | 53 | 16 | 8 | 3 | 1 | | | | 245 |
| X | 11 | 272 | 157 | 19 | 47 | 153 | 151 | 237 | 286 | 79 | 170 | 73 | 67 | 1722 |
| 計 | 159 | 1415 | 332 | 87 | 89 | 254 | 169 | 245 | 289 | 80 | 170 | 73 | 67 | 3429 |

I (敬語動詞+セ/サセ+給フ)・II (同+セ/サセ+ラル)・III (同+給フ) などの強い上位待遇表現や VI (一般動詞+セ/サセ+給フ) については合計しても 18 例と少なく、IV (敬語動詞+ル/ラル) の 32 例も全体に占める割合は文末位置と同様である。V (敬語動詞単体) の 309 例も使用比率そのものに大きな変化は無い。

VII (一般動詞+セ/サセ+ラル) は 82 例と大幅に増加している。また使用対象も D 1/2 (キリスト者/反キリスト者の支配者) を動作主とする事が稀にある。VI (一般動詞+セ/サセ+給フ) の少なさに比較して VII が多く用いられるのは特徴的である。

B-VII(61) その場に着きてアポストロ, 水を器物に乞はせられ, ジョ ज्याスに授けをなし給ふなり。(Sono ba ni tcuqite Apostolo mizzu uo vtcuuamono ni couaxerare Josias ni sazzuqe uo naxi tamo< nari.) (103-16)

D1-VII(3) 父王, 御悲しみと御怒りに叡慮惑乱し給ひて, その御座を立たせられ, アラキスにこの由を密かに語り給へば(Buvo< von canaximito, von icari ni yeirio vacuran xi tamaite, sono goza uo tataxerare: Araquis ni cono yoxi uo fisocani catari tamayeba), 御返事に, あらけなく当たり給ふべからず, ただあひ着け給はん事肝要なり, と申されけるなり。(265-13)

VIII (一般動詞+給フ) の使用対象が専ら A (神的存在)・B (聖人)・C (聖職者) と D 1 (キリスト者である支配者)・E 1 (キリスト者である権力者) の動作主であることは文末位置と同様であるが, D 2 (反キリスト者である支配者) を対象とする場合が 17 例と大幅に増加し, E 2 (反キリスト者である権力者) を対象とする場合も 1 例ある。先の VII (一般動詞+セ/サセ+ラル) は E 1/2 を動作主とする事が無かったので, VIII より VII の方がより上位の待遇表現として位置づけられている事も推測される。

D2-VIII(17) 件のトラヤノ悪王, 或る時戦に運を開き給ひ, 大歓喜を以て帰国し給ひ, キリシタンに対して種々脅さるる沙汰ありしに (Cudan no Trajano acuvo< arutoqi icusa ni vn uo fiaqi (ママ) tamai, quangui

vomotte qicocu xitamai, Christan ni taixite xuju no vodosaruru sata arixi ni), このサント道に出て向ひ給ひ, あらはれて, 我キリシタンなり, と名乗り給ふなり。(166-10)

E2-VIII(1) 父 [白井注: サンフランシスコの父] この儀を聞き給ひ, ビスポの御前にて惣領職を改易するとの弘めをせんまでは, とて, サントを搦め籠者させ置かるるなり。(Chichi cono gui uo qiqitamai, Bispo no von maye nite so>rioxiqi uo caiyeqi suru tono firome uo xen made ua tote, Sancto uo caramex roxasaxe vocaruru nari.) (179-12)

IX (一般動詞+ル/ラル) は, B (聖人)・C (聖職者) からD 1/2 (キリスト者/反キリスト者である支配者)・E 1/2 (キリスト者/反キリスト者である権力者) の動作主までを主な対象とし, A (神的存在) と F 1/2 (キリスト者/反キリスト者である一般人) の動作主を稀に対象とする。この中では, B (聖人) を待遇する IX の比率が, 文末位置のそれに比して倍増している事が注目されるが, これは,

B バルラン仰せけるは, …… (中略) ……と語り給ふ。このたとへを始めとして, 様々の物語を以てジョサハツへ教へ申され, 即ちパウチズモを授け給ひて後, 御暇乞ひをなされ, 山居へ帰り給ふなり。(Barlan vo>xe qeru ua. ……to, catari tamo<. Cono tatoye uo fajime to xite, samazama no monogatari vomotte Josaphat ye voxiiye mo<sare, sunauachi Baptismo uo sazzuqe tamaite nochi, von itomagoi uo nasare, sanqio ye cayeri tamo< nari.) (262-22)

のように, 文末位置と文末位置以外とで上位待遇表現が異なる場合が少なくない為である。

X (一般動詞単体 (上位待遇表現なし)) も IX (ル/ラル) と同様に使用比率が概して高いが, これは, 文中に動作主を同一にする動詞が連続した場合, しばしば上位待遇表現が省かれるからである。故に, B (聖人) を待遇する X の比率は約 20%と文末位置のそれに比して飛躍的に増加しているが, IX と同一に考える事はできない。

従って, 文末位置及び文末位置以外に用いられた上位待遇表現の傾向を約

するに、敬語補助動詞のみを用いる上位待遇表現は、敬意の度合いを反映した、

VII (セ/サセ+ラル) > VIII (給フ) > IX (ル/ラル) > X (なし)

という明快な体系を有する事が明らかであり、V (敬語動詞) 及びVに更に敬語補助動詞が下接する表現はすべてVIIIと同等若しくはそれ以上に位置づけられる上位待遇表現であると結論される。またそれ以外に、文末位置以外の上位待遇表現は文末位置のそれに比して概して表現が多彩になる事も指摘されるが、これは、そもそも文末位置に於ける上位待遇表現には文を閉じて言い切る関係上、厳密な待遇意識の反映が求められるのに対して、文末位置以外にはそれほど厳密さが要求されなかった、という事情が反映しているのかもしれない。文末位置に比して表現が多彩な文末位置以外の上位待遇表現の実状をみるに、上位待遇意識の厳密な反映と表現の多彩という、二つの要求を満たすものが、文末位置の明快な(待遇意識の反映は明確だが表現力に乏しい)上位待遇表現と、文末位置以外の多彩な(待遇意識の反映は不明確だが表現力豊かな)上位待遇表現にあるようにも思える。

いずれにせよ、文末位置の上位待遇表現に於いて明快な上位待遇表現の体系を採用したのが『サントスの御作業』の特徴だと言えるが、同文献は、この体系のもとに、宗教的と世俗的という二つの軸を交錯させた一見複雑な上位待遇表現を混乱することなく実現している。このことは、次節に述べる如く、ル/ラルの使用が顕著な本邦の文献には見られない斬新な特徴である。

4. 中世期の本邦の文献との比較

中世期の本邦の文献に於ける、敬語補助動詞を用いた上位待遇表現については、1節に述べた如く、泉(1998)、石井(1977)、川岸(1989)等の研究を参考にする。

泉が取り上げている文献は『十訓抄』『平家物語(覚一本)』『宇治拾遺物語』であり、キリシタン文献の成立年代に比して300年以上遡るが、中世に於ける文語文献という点で貴重であり、キリシタン文献の先駆をなす文献として

考えたい。ここでは補助敬語としてセ給フ/サセ給フ・給フ・ル/ラル（敬語動詞に下接するものを除く）を対象として、それぞれの文献に於ける上位待遇表現が詳細に調査され、

- ・セ給フ/サセ給フの待遇意識は給フ・ル/ラルに比べて明らかに高い事
- ・給フ・ル/ラル間の待遇意識は僅かに給フの方が高いが曖昧である事が結論されている。泉によれば『十訓抄』の場合、ル/ラルを用いる全動作主316例に占める最高位動作主（皇族）が39例で12.3%，高位動作主（摂政閑白）が20例で6.3%となり合計18.7%であるが、給フの場合は同動作主合算で22.5%を占める、だから給フの方が敬意度（敬意の度合い）が高い（ル/ラルの方が敬意度が低い）、という。逆に言えば、予め公尊敬（公的な場面に於いて高位の動作主を待遇するル/ラルで、一般尊敬のル/ラルとは性質・体系を異にするという）のル/ラルを省いたうえに、この4%弱の数値から待遇意識の差異を指摘しなければならない程、給フ・ル/ラル間の差異は曖昧なのである。川岸（1989）による『太平記』の調査もこれと同傾向を示している。また、石井（1979）によれば、『古今著聞集』については給フとル/ラルの待遇意識の差異が幾分明確であり他文献とやや異なるというが、『古本節話集』及び『沙石集』（同時に『宇治拾遺物語』と『十訓抄』も参考として挙げている）に於いてはこの差異は曖昧だと指摘し、これが中世の説話集に一般的な傾向である事を述べている。

一方、『サントスの御作業』については本稿の調査により、ル/ラルを単独で用いる全動作主347例に占める最高位動作主（神的存在）が6例で1.7%，高位動作主（聖人）が81例で23.3%となり、合計25.1%に過ぎないが、給フを単独で用いる場合は同動作主合算で83.5%を占める事が確認されている。またセ給フはそもそも非常に少ない。つまり、

- ・セ給フ/サセ給フを殆ど用いない事
- ・給フの待遇意識はル/ラルより明らかに高い事

が結論されるので、明らかに本邦の文献とは異なる。ル/ラルの待遇意識が明確に低い事もさることながら、セ給フ/サセ給フを殆ど用いない事も特徴的である。何故なら、本邦の文献では皇族など最高位の動作主を待遇する専用の

上位待遇表現であるセ給フ/サセ給フについては待遇意識を明確に反映して機能している一方で、『サントスの御作業』は神的存在と聖人を一律に給フで待遇しているように、最高位の動作主を待遇する専用の上位待遇表現を喪失しているからである。

従って、参考とした中世期の本邦の文献と比較した場合、本稿の調査結果は『サントスの御作業』に特徴的な傾向であると結論されるが、その敬語補助動詞を用いる上位待遇表現の体系はそもそも何に由来するものなのだろうか。その理由の一つとして考えられるのは、『平家物語』や同種の軍記物である『太平記』では、僧侶や神が給フで待遇され、必ずしも最高の待遇表現がなされるわけではない事が挙げられる。軍記物語ではセ給フ/サセ給フで待遇される皇族が最高位の動作主であることは明らかであり、給フは相対的に下位の待遇表現であると思われるが、『サントスの御作業』は給フという上位待遇表現を僧侶や神という動作主の内容に絶対的に対応する上位待遇表現であると見なしてそのまま流用し、それ故に、軍記物語で最高位の動作主を待遇するセ給フ/サセ給フという上位待遇表現は放棄され、キリシタン宗教文献で最高位の動作主である神的存在についても給フで待遇するに止まったのではないだろうか。しかし一方でセラル/サセラルという上位待遇表現を頻繁に用いている事は疑問であり、即断は避けるべきであろうと思われる。

5. まとめ

以上の考察により、版本『サントスの御作業』の敬語補助動詞を用いる上位待遇表現は、待遇意識を直截に反映して明快な体系を有する事が第一に指摘される。則ち、待遇意識については、セラル/サセラルが最も高く、次いで給フ、ル/ラルというように各表現間の格差が顕著であり、セ給フ/サセ給フが殆ど用いられない事と併せて、参考とした中世期の本邦の文献には見られない特徴であると考えられる。

また、この明快な体系は宗教的と世俗的という二つの軸のもとに実現されるが、同文献では宗教的な軸上にある待遇意識が世俗的のそれに優先して逆

転を起こす場合がある事、同文献に於いて全ての上位待遇表現がこの明快さの実現に関与するわけではなく、専ら文末位置の上位待遇表現によって実現される事、を指摘し得た。

今後は他のキリシタン宗教文献にも考察を広げ、上記の内容についての検討を行う所存である。

【参考文献】

- H. チークリス、福島邦道、三橋健解説（1976）『サントス御作業』勉誠社
福島邦道（1979）『サントスの御作業 翻字研究篇』勉誠社
小島幸枝（1994）『キリシタン文献の国語学的研究』武蔵野書院
阿部節子（1966）「天草版平家物語に於ける待遇表現」『国文』（お茶の水女子大学）25号
寿岳章子（1974）「抄物、キリシタン資料の敬語」『敬語講座三 中世の敬語』明治書院
中島美津子（1988）「『天草本平家物語』における待遇表現について」『九州大谷国文』17号
林重雄（1984）「『サントスの御作業』における敬語接頭語について」石川工業高専紀要16号
林重雄（1987）「『ヒイデスの導師』における敬語接頭語について」石川工業高専紀要19号
泉基博（1998）『十訓抄の敬語表現についての研究』笠間書院
黒沢（石井）幸子（1977）「尊敬助動詞「る・らる」の用法——『古今著聞集』を中心として——」『文学論藻』32集
石井幸子（1979）「尊敬助動詞「る・らる」の一用法——最高級位者を動作主とする場合——」『解釈』九月号
石井幸子（1979）「書陵部本『十訓抄』の尊敬表現」『東洋大学大学院紀要』16集
深町幸子（1987）「『平家物語』における「る・らる」「給ふ」について」『九州大谷国文』16号
川岸敬子（1989）「『太平記』の「給フ」と「(ラ)ル」——敬意の度合いについて——」『国文』（お茶の水女子大学）72号

（言語情報学講座助手）